

重要なお知らせ

神奈川県在住の保護者の皆さんへ

神奈川県では、2019年4月1日より『神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例』が施行されました。県内で自転車を利用される個人（未成年者も含む）や、業務において自転車を利用される企業や各種団体は、これまで通り交通ルールを守っていただくと共に、条例を遵守していただき、自転車の安全利用をお願いいたします。

近年、特に小学生や中学生、高校生の自転車事故が増加をしております。
音楽を聴きながら自転車を運転したり、携帯電話やスマートフォンを見ながらの運転は大変危険です。
未成年者を持つ保護者の皆さんには、日頃より子どもたちのお手本となる自転車の利用を心がけていただくと共に、自転車を安全に利用していただくための家庭教育も行っていただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、自転車を利用される際には、**自転車損害賠償責任保険等への加入が義務（10月1日以降）となりました。**

自転車事故の加害者に対し、1億円近い高額な損害賠償を請求される事例もでてきております。
無保険による不幸な事態を防止するためにも、自転車損害賠償責任保険等へのご加入をお願いいたします。



一般社団法人 自転車安全対策協議会

1 神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

【保護者の皆さんに関係する条文（一部）】の概要

第12条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用について必要な教育を行いうよう努めなければならない。

第16条 自転車利用者は、その利用に係る**自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。**

2 保護者は、その監護する未成年者の**自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。**

条例の施行日：2019年4月1日より施行

保険加入：2019年10月1日より自転車損害賠償責任保険等への加入が義務付されます

ヘルメット着用：お子様には必ずヘルメットの着用をお願いいたします

裏面もご覧ください